



「書留郵便物等の集中処理(試行)」の拡大等について

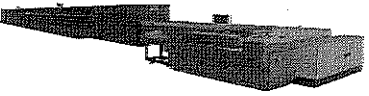

- 1 概要
現在試行実施している書留郵便物等の集中処理について、飯山支店エリアで拡大実施する。
- 2 対象支店
 - (1) 集中処理支店
長野東支店
 - (2) 試行拡大支店
飯山支店
飯山支店エリアでの拡大実施により、信越管内では両津支店以外の全ての支店での試行実施となる。
なお、両津支店は本社基準（離島）に基づき実施しない。
- 3 実施日
平成24年4月10日（火）から当分の間、試行実施を行う。
- 4 施策概要等
別紙1～2のとおり
- 5 要員関係
業務量の変化に応じて、必要な要員配置の見直しを行う。

書留郵便物等の集中処理の施策概要

目的：書留郵便物等の品質を維持しつつ、次の効果により、オペレーションコストを削減

- 書留郵便物等の差立区分の集中処理
被集中処理支店では、基本的には区分を行わず、集中処理支店に差立
集中処理支店において、差立区分の集中処理
- 記録郵便用区分機配備の集中処理支店で自地域支店あての配達(区別)区分の集中処理
- 並赤郵袋から有証用ケース・薄型パレットケースに切り替えることで、開被・残留確認を容易化
(ただし、有証用ケースが使用できない場合は、並赤郵袋を引き続き使用)

差立区分の集中処理			
対象郵便物	郵便局 (併設局含む)	被集中処理支店	集中処理支店
		開被・区分作業減	開被・区分作業増
書留郵便物等		継越	

配達(区別)区分の集中処理(記録郵便用区分機配備エリアに限る。)		
対象郵便物	記録郵便用区分機 配備の統括支店	一般支店
簡易書留及び 特定記録郵便物等 (区分機処理になじむもの)	区分作業増 (区分機効果有)	区分作業減
		

書留郵便物等の集中処理の取扱概要

1 共通

項目	内容
輸送容器	有証用ケースを使用 注：記録区分機（※1）配備支店の受持エリア内の支店では、薄型パレットケースも使用 <u>（信越管内において薄型パレットケースの使用はありません。）</u>
記録区分機（※1）処理の対象選別 （記録区分機（※1）配備支店に送付する場合に限る）	記録区分機（※1）への供給に「なじむもの」と「なじまないもの」（※2）とに選別 <u>（集中処理支店から記録区分機配備支店へ差立てる場合に限りです。）</u>

2 一般支店（被集中処理支店）

項目	内容
郵便局（※3・4）の引受分を受領	有証用ケースを受領し、授受簿により確認 ①の表示がある有証用ケースのみ開被
郵便物等送達証の作成	一般書留等（※5）の送達証を作成 注：簡易書留等（※6）は不要
有証用ケース及び薄型パレットケースへの納入	一般書留等（※5）、簡易書留等（※6）をそれぞれ別の有証用ケースに納入し、封かん 注：有証用ケースのあて先とロールパレットのあて先が同一で、かつ、ロールパレットの下段に積載し、ロールパレットの下段を封かんする場合は、有証用ケースの封かみを省略することができる
薄型パレットケース	記録区分機（※1）への供給になじむ簡易書留等（※6）を納入し、その上に、ケース用ビニールふたをかぶせる
票札の表示	有証用ケースに納入した書留郵便物等に応じて「①」、「②」等の表示
ロールパレットへの積載	有証用ケース ロールパレットに積載し、封かん
薄型パレットケース	薄型パレットケースのあて先と同じロールパレットの下段に積載し、ロールパレットの下段を封かん

※信越管内において、薄型パレットケースの使用はありません。（網掛け部分は参考です。）

3 統括支店（集中処理支店）

項目	内容
有証用ケースの確認	有証用ケースの個数を確認し、開被 注：送付元が郵便局の場合は、通数確認が必要
差立区分	統括支店において、他の統括支店ごとに、郵便番号2けた支店区分又は2けた集合区分 統括支店において、自地域あてを郵便番号3けた支店区分又は5けた支店区分で区分
配達区分	統括支店において、記録区分機（※1）により自地域支店の配達区別に区分

郵便物等送達証の作成		一般書留等（※5）の送達証を作成 注：簡易書留等（※6）は不要
有証用ケース及び薄型パレットケースへの納入	有証用ケース	一般書留等（※5）、簡易書留等（※6）をそれぞれ別の有証用ケースに納入し、封かん 注：簡易書留等については、有証用ケースのあて先とロールパレットのあて先が同一で、かつ、ロールパレットの下段に積載し、ロールパレットの下段を封かんする場合は、有証用ケースの封かんを省略することができる
	薄型パレットケース	記録区分機（※1）への供給になじむ簡易書留等（※6）を納入し、その上に、ケース用ビニールふたをかぶせる
ロールパレットへの積載	有証用ケース	ロールパレットに積載し、ロールパレットを封かん
	薄型パレットケース	薄型パレットケースのあて先と同じロールパレットの下段に積載し、ロールパレットの下段を封かん

※信越管内において、薄型パレットケースの使用はありません。（網掛け部分は参考です。）

【参考：郵便局（※3・4）】

項目	内容
郵便物等引渡証の作成	一般書留等（※5）、簡易書留等（※6）をそれぞれ作成 なお、次のものを内容とするものは、別に作成 ① 現金（郵便局会社資金を内容とする）セキュリティゆうパック ② 収集支店の配達区あての速達とする書留郵便物等
有証用ケースへの納入	定形サイズ、定形外サイズ（※7）（ゆうメールを含む。）をそろえて有証用ケースに納入 注：通数が多い場合は、一般書留等（※5）、簡易書留等（※6）を別の有証用ケースに納入
	次のものは、別の有証用ケースを作成し、納入 票札に黒で「開」の表示 ① 現金（郵便局会社資金）セキュリティゆうパック ② 収集支店の区内あての速達とする書留郵便物等
収集（授受）	有証用ケースによる引渡し、授受簿による確認

※1 記録区分機とは、記録郵便用区分機をいいます。

2 記録区分機（※1）への供給になじまないものは、①速達とするもの、②折れ曲がっているもの、③互いにはりついているもの、④中身があまりにも片寄っているもの、⑤硬いものが入っているもの、⑥返還印が押してあるもの、⑦付せん・ラベル等が付いているもの、⑧腰が弱すぎるもの及び⑨完全に透明な部分があるビニール封筒をいいます。また、記録区分機（※1）になじむものとは、記録区分機（※1）への供給になじまないもの以外のものをいいます。

3 支店に併設する郵便局についても同様の取扱いとします。

4 簡易郵便局は対象外とします。

5 一般書留等とは、一般書留とする郵便物及びゆうメール、現金書留郵便物をいいます。

6 簡易書留等とは、簡易書留とする郵便物及びゆうメール、特定記録とする郵便物及びゆうメール、普通扱いとする代金引換郵便物及び代金引換ゆうメール、書留又は保険付とする国際通常郵便物、料金受取人払とする配達記録郵便物及び配達記録ゆうメールをいいます。

7 定形サイズとは、長さ140～235mm、幅90mm～162mm、厚さ0.2～6mm、重さ2～80gのサイズをいいます。また、定形外サイズとは、定形サイズ以外のものをいいます。